

学校法人誠真学園
宮城誠真短期大学
機関別評価結果

令和6年3月8日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

宮城誠真短期大学の概要

設置者	学校法人 誠真学園
理事長	山口 義康
学 長	山口 義康
A L O	井坂 亨
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	宮城県大崎市古川福沼一丁目 27-2

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

宮城誠真短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年6月20日付で宮城誠真短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、創立者が生涯教育の理想とした「白菊のように霜に耐え、清く、美しく」として、教育理念等を明確に学内外に表明している。

地域貢献は、長く関わる地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体等と結び付いて、多種多様な活動が行われており、近接の高等学校と連携協定を締結している。

教育目標は、建学の精神に基づいて定め、定期的に点検している。学習成果は、教育目標に基づき、具体的に八つを設定し学内外に表明している。三つの方針は関連付けて一体的に策定し、学則、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明している。

自己点検・評価活動は規程を基に組織的に行い、全教職員で報告書の作成・公表に努めている。学習成果の査定的手法を有し、定期的に点検している。関係法令等は、教授会やFD・SD活動で共有し法令遵守に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき定められ、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則に明確に示し、学習成果に対応している。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、免許・資格取得に必要な専門科目群、そして、豊かな教養を養う教養科目・関連科目群と社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群を設置し、教育目標の達成に向けて教育課程を編成・実施している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応して学則に規定し、学生募集要項に明記し、入学者に求められる資質を示している。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

学習成果は明確であり、単位修得状況、免許・資格取得状況、卒業状況、就職・進学状況、学生による授業評価、保育・教育実習評価、各種アンケート等で測定している。就職先及び卒業生への意見聴取を行い、学習成果の確認や改善の一助としている。

教員は、学習成果の獲得を支援するための評価方法をシラバスに示している。成績評価にGPAを導入し、一人ひとりの学習成果の把握と学習指導、就職指導に活用している。また、「学生による授業評価アンケート」を実施し、結果を基に教員は授業改善に努めている。全教職員が学生の教育目的・目標の達成状況の把握、履修及び卒業に至る指導を行っ

ている。保育士資格等の資格取得を奨励し、それらの資格取得率を高く維持している。

入学手続き者に学習及び学生生活に関わる情報提供を行い、学年ごとに学習や学生生活等のオリエンテーションを行っている。教職員で学生課、教務課、厚生課を組織して学生支援及び就職・進路の支援を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制し、専任教員は短期大学設置基準を充足している。教員の採用は、就業規則、教員選考規程に基づいている。研究活動に関する規程が整備され、研究紀要が毎年発行されている。

FD・SD 活動はそれぞれの委員会の規程を有し、FD 活動は SD 活動と一体で行っていて、人的規模を考慮しながら効率的な活動が図られている。

事務分掌で業務の責任体制は明確である。専任事務職員のほか、専任教員が事務職を兼任している。各部署を事務室に集約して業務の効率化を図り、情報共有と学習成果の獲得のために教員と事務職員が毎週会議をして連携している。4 月に全職員会議で就業に関する事項を周知し、総務課で人事管理・労務管理等を行っている。

校地・校舎等の面積は、短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室や実習室等を整備している。図書室は必要数の席を有し、学生等の利用を促している。体育館は障がい者用スロープ、トイレを整備している。施設設備は、固定資産・物品管理規程、経理規程に基づき管理している。

技術的資源では、パソコンをコンピュータ室のほか、各教職員用、各教室専用に配備している。学内 LAN やマルチメディア教室を設置し、技術的及び専門的な支援に努めている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は学長を兼任し、建学の精神等を理解して学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮してその業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は、寄附行為及び私立学校法に基づき選任されている。

学長は、「学長選任規程」により適切に選考され、教学面の最高責任者として最終判断を行い、所属職員を総督している。学則と教授会規程に基づいて教授会を開催している。

監事は、理事会と評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適切に監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為と私立学校法に従い運営され、理事長を含め役員との諮問機関として機能している。

教育情報及び学校法人の情報をウェブサイト等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 入学時のオリエンテーションで、ボランティアの意義等について説明し、毎年、ほぼ全員が「福祉活動」の単位を修得している。「ボランティア活動感想文集」を作成し、2年生全員に配付している。卒業式では、卒業生に対して、学長からの特別表彰（福祉活動マイスター賞、ボランティア活動奨励賞）を行い励ましている。

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価に当たっては、規程に基づいて、小規模体制であるが役割分担を工夫し、全教職員で意思の疎通を図りながら活動を推進している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 2年次前期において教育実習等で学生に負担がかからないように、前期を前半・後半に分けて時間割を作成し単位修得のための授業時間数を確保している。

[テーマ B 学生支援]

- 週1回の教職員定例打合せの場で共通理解を図り、学生生活充実度調査等を基にした個別面談等を日常的に実施し、学生の学習や生活面に至る情報を教員間で共有している。
- 保育者養成校として、ほぼ全員が必要単位を修得し、毎年、卒業生が高い割合で幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得して、保育者として幼稚園、保育所、福祉施設等に就職している。教職員全員での面接指導を実施し、希望者全員の就職を長年達成している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長自ら、地元地域を中心に多くの高等学校訪問を行い、入学者受入れの方針の周知と教育活動の広報で定員確保を目指した取組みを行っている。高等学校との信頼関係が形成され出願に結び付いている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動における客観的な情報やデータが得られるように、調査内容の観点や評価基準を設定し、PDCAサイクルをより一層明確にして多面的な評価が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長が教授会に意見を諮問し承認すべき事項については学則及び教授会規程に定められているが、教授会議事録において、審議又は報告とする事項が明確でなく、審議結果も不明瞭であるので、見直しが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、教育理念・理想を明確に示し、学内外に表明している。地域貢献については、ボランティア活動のほかに、宮城県主催の「みやぎ県民大学」に開放講座を開講したり、大崎中央高等学校と連携協定を締結したりするなど、短期大学が率先して活動を行っている。

教育目標は、建学の精神に基づいて定め、学内外に表明している。学習成果は、教育目標及び卒業認定・学位授与の方針で示している三つの柱「豊かな教養」、「専門的資質」、「社会性」に含まれる要素を具体的に八つの学習成果として定め、学内外に表明している。三つの方針は、関連付けて一体的に策定されている。三つの方針を踏まえて教育課程を再編し、カリキュラムツリーを作成して教育活動を行っている。三つの方針は、学則、学生便覧、キャンパスガイド、ウェブサイト等で学内外に表明している。

自己点検・評価活動については、「自己点検・評価に関する規程」に基づき推進し、日常的に自己点検・評価を行い、報告書を作成・公表している。

学習成果の査定についてはアセスメント・ポリシーを策定し、評価・検証し、毎年の自己点検・評価活動を通して、定期的に点検・見直しをしている。

関係法令の改正等については、FD・SD研修を行い、教授会等で共通理解を深めながら対応している。今後は、自己点検・評価活動における客観的な情報やデータが得られるように、調査内容の観点や評価基準を設定し、PDCAサイクルをより一層明確にして多面的な評価が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき、「豊かな教養」、「専門的資質」、「社会性」の三つを身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与すると定めており、また、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則に明確に示している。これら三つの柱は、学習成果に対応している。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、豊かな教養を養う教養科目・関連科目群と社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群を設置し、教育目標の達成に向けて教育課程を編成・実施している。これは、幼稚園教諭・

保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群で身に付ける専門的力量と密接に関連する重要な資質となっている。年間に履修できる単位数の上限について、学則及び履修規程に定めている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、学則に規定されており、学生募集要項に明記されている。入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を示しており、受験者の保育・福祉に対する意欲や関心、思考力、表現力、協調性やコミュニケーション力等についての把握・評価に努めており、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

学習成果は、「豊かな教養」、「専門的資質」、「社会性」に含まれる要素を八つに明示し、免許・資格を有し、良識ある人間性豊かな保育者になることを目指したものであり、具体性がある。

学習成果の測定は、単位修得状況、免許・資格取得状況、卒業状況、就職・進学状況、学生による授業評価、保育・教育実習評価、各種アンケート等によって実施している。

前年度の進路先及び卒業生に対し、学習成果の確認と教育指導改善の一助とする目的でアンケート調査を実施している。進路先・卒業生の評価結果は、「キャリアガイダンス」の講義において現役学生へ伝え、未来の保育者としての自覚を促すために活用している。

教員は、学習成果の獲得を支援するため、多様な評価方法を取り入れている。成績評価として GPA を導入し、各学年、個人の変容を確認し、一人ひとりの学習成果の把握と学習指導、就職指導に活用している。また、「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果を把握することで今後の授業改善に努めている。全専任教職員が学生の教育目的・目標の達成状況の把握、履修及び卒業に至る指導を行っている。保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得を奨励し、その資格取得率を高く維持している。

入学手続者に対して、キャンパスガイド等で授業や学生生活についての情報提供を行うとともに、学習、学生生活、科目選択のための年度当初のオリエンテーションを行っている。

学生の生活支援は、学生課、教務課、厚生課がそれぞれの立場から実施しており、常勤カウンセラーを配置し、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングを行っている。

就職支援のために教職員組織を整備している。独自開講の「キャリアガイダンス」に初等・中等教育に長年のキャリアを持っている教員を複数配置し、就職支援、就職相談を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を編制し、専任教員は短期大学設置基準を充足し、必要に応じて非常勤教員を配置している。教員の採用は就業規則、教員選考規程に基づいている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動に取り組んでおり、研究活動に関する規程は整備され、成果の一つとして研究紀要が毎年発行されている。FD・SD 活動はそれぞれの委員会の規程を有し、FD 活動は SD 活動と一体で行っていて、人的

規模を考慮しながら効率的な活動が図られている。

事務組織の責任体制は、事務分掌により明確になっている。専任事務職員が数人しかいないため、専任教員が事務の職務を兼任している。業務の見直しや事務処理の点検・評価については、各部署を事務室に集約し業務の効率化を図りながら、毎週 1 回専任教員と専任事務職員による定例打合せ会を行い、常に情報共有できる体制にあり、学習成果の獲得が向上するよう連携している。就業に関する事項は毎年度始めの全職員会議で周知し、総務課で人事管理、労務管理等について適正に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室、演習室、調理実習室、コンピュータ室、マルチメディア教室、ピアノレッスン室等を整備している。図書室は必要数の閲覧座席を有し、学生・教職員の要望を受け新刊を揃え、利用を促している。体育館は、障がい者対応として車椅子用のスロープ、多目的トイレを整備している。施設設備は、固定資産・物品管理規程、経理規程に基づき適切に維持管理している。「消防計画」の規程を整備し、火災・地震を想定した避難訓練を全教職員・学生で実施している。

技術的資源の整備としては、全教職員専用のパソコンを配置し、各教室にもパソコンを配備し、コンピュータ室、学内 LAN やマルチメディア教室も整備され、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼務しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、建学の精神・教育理念等を理解し、学校法人を代表して発展に寄与するとともに、その業務を総理している。理事長は、寄附行為にのっとり理事会を開催して議長を務め、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事は、寄附行為と私立学校法に基づき適切に選任・構成され、学校法人の健全な経営についての学識等を有している。

学長は、選考規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌して最終判断を行い、所属職員を総督している。なお、学則及び教授会規程に学生の入学、卒業、課程の修了等の事項について教授会の意見を聴取した上で学長が決定すると規定しているが、教授会議事録において、審議又は報告とする事項が明確でなく、審議結果も不明瞭であるので、見直しが望まれる。教授会は、学習成果及び三つの方針について共有し、学習成果の獲得に結び付く審議に努めており、教授会の下には、各種委員会が運営されている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、寄附行為と私立学校法に従い運営されている。

教育情報及び学校法人の情報については、ウェブサイト等で公表・公開している。